



研究成果報告会資料
(2012.7.24)

アメリカ2012年農業法をめぐる 最近の状況

農林水産政策研究所 国際領域
吉井 邦恒

報告事項

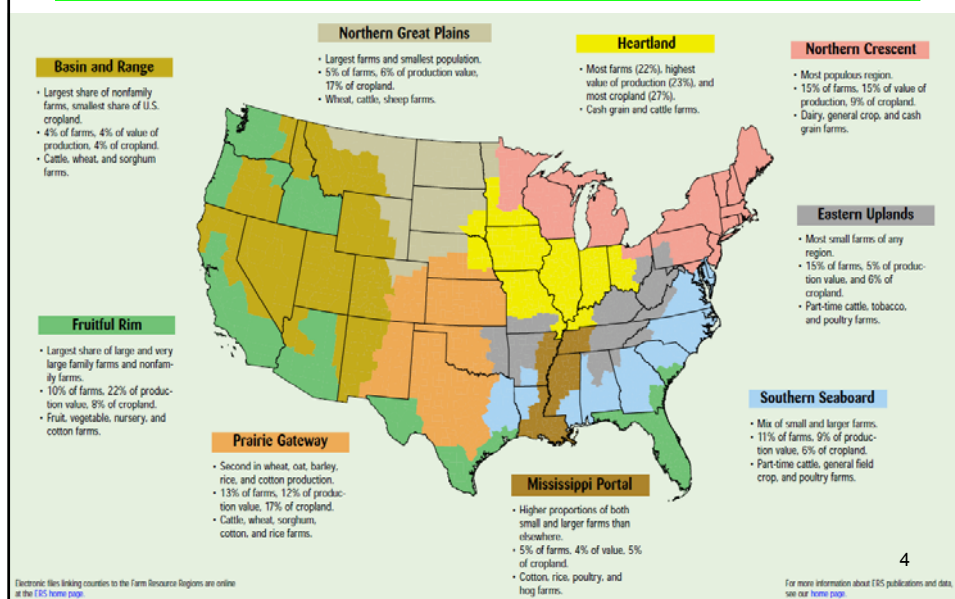
1. 農業・農家経済の状況
2. 主要農業政策の概要
3. 2012年農業法をめぐる動き

注. 本報告は2012年7月23日現在の情報に基づくものであり、十分に確認できていない部分が含まれていることに留意されたい。

1. 農業・農家経済の状況

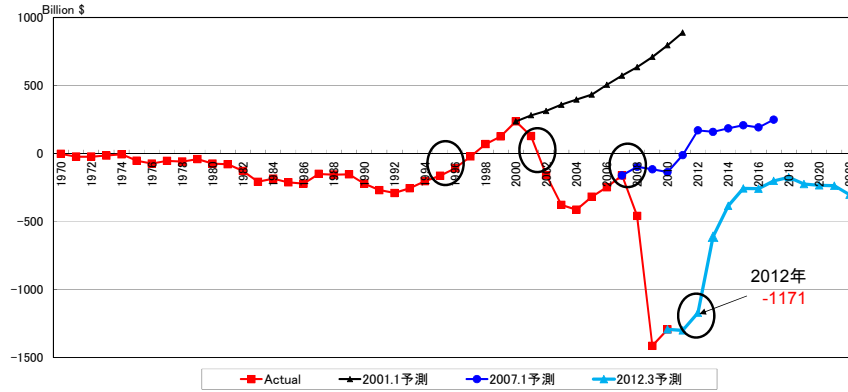
- 財政状況
- 農業構造・農業所得
- 農産物価格
- 政府支払い

1-1 アメリカの農業地帯区分



1-2 連邦政府の財政状況(予測)

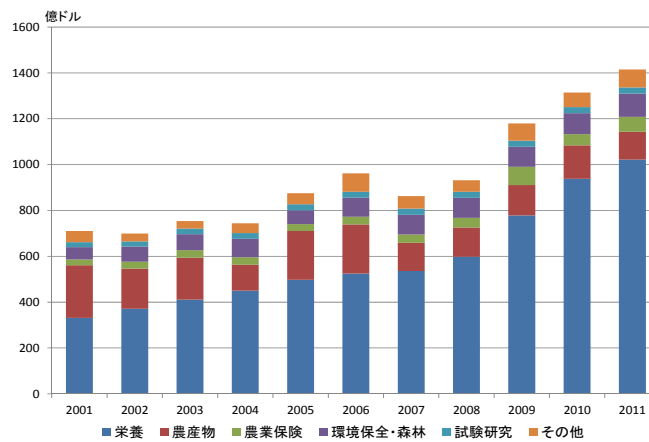
過去3度の農業法制定時に比べて
格段に厳しい財政事情



5

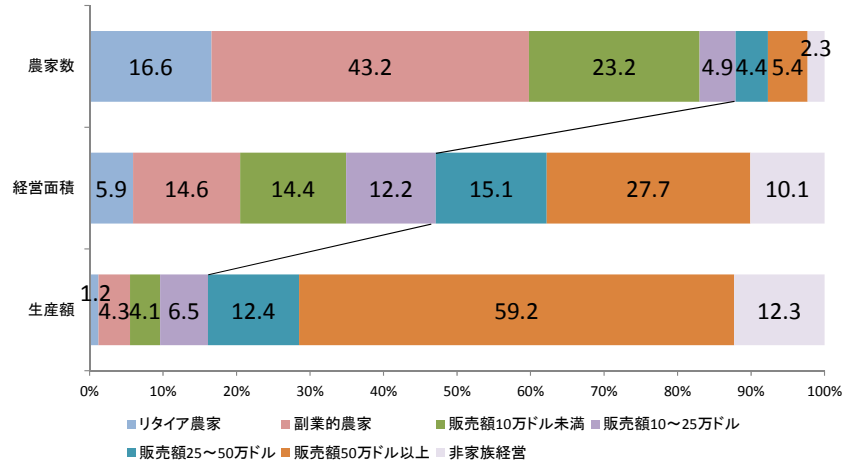
1-3 農業歳出額の推移

FY2001に歳出額の5割未満であった栄養
関係予算が7割を超える水準に増大



6

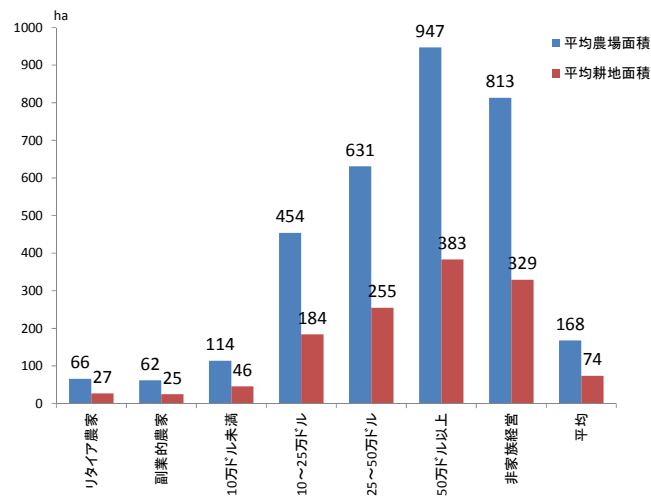
1-4 農家類型別の農業構造(2010)



資料:USDA/ERS

7

1-5 農家類型別の平均農場面積(2010)

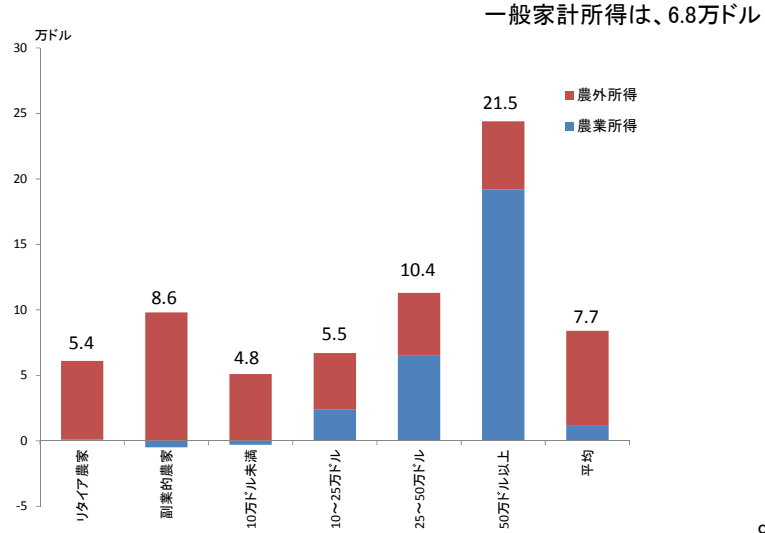


資料:USDA/ERS

注. 耕地面積は、2007年センサスの農地面積と耕地面積の比率0.44を乗じて求めた。

8

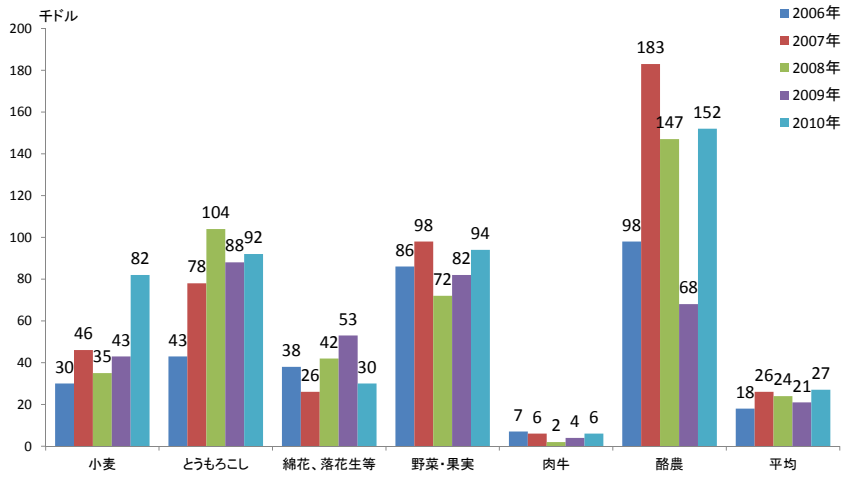
1-6 農家類型別の平均農家所得(2010)



資料:USDA/ERS

9

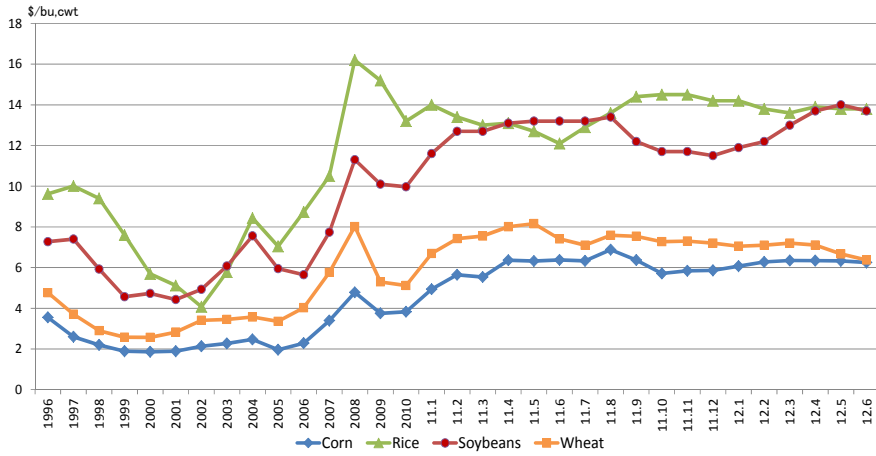
1-7 主業部門別現金農業所得



資料:USDA/ERS

10

1-8 主要農産物の農家受取価格①

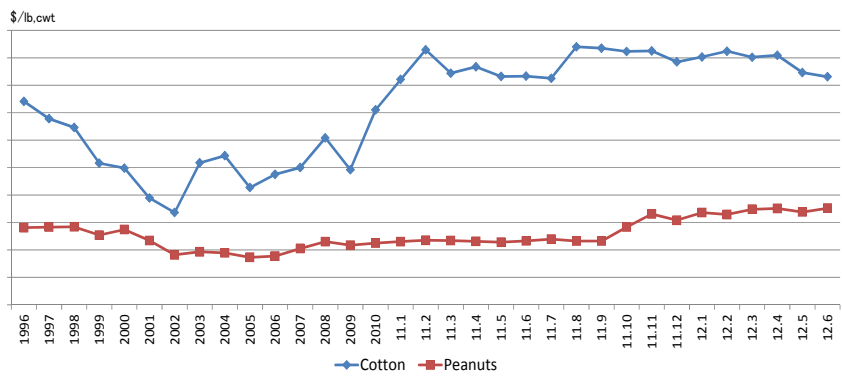


資料: USDA/NASS

注: 2010年までの価格は暦年平均.

11

1-9 主要農産物の農家受取価格②



資料: USDA/NASS

注: 2010年までの価格は暦年平均.

12

1-10 作目別生産額の推移

高価格のともろこし、大豆の生産額が増大し、
作物のウエイトが上昇

(単位:10億ドル)

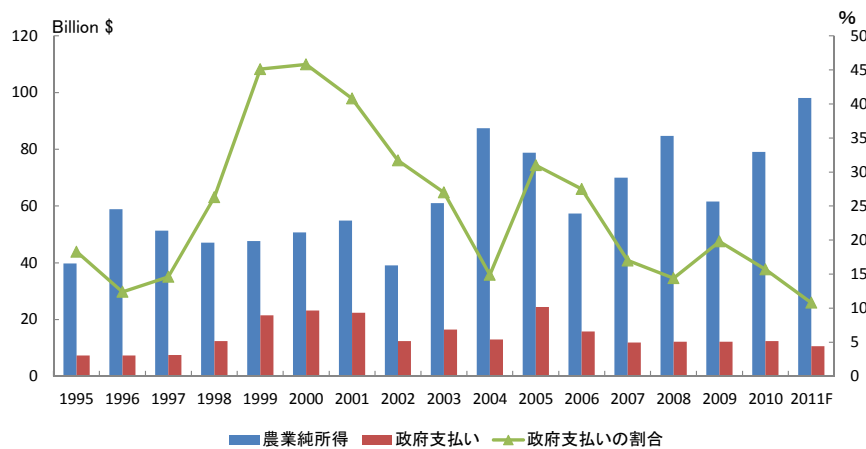
	2006	2007	2008	2009	2010	2011F
トウモロコシ	22.9	34.1	48.4	42.5	44.8	62.0
大豆	17.3	23.1	26.4	33.7	33.2	39.0
小麦	7.3	11.4	15.4	11.7	10.9	14.9
綿花	5.5	6.5	5.2	4.0	6.3	8.1
米	1.8	2.1	3.2	3	3	2.4
果実	17.3	18.7	19.2	19.2	21.5	21.9
野菜	18.0	19.3	19.9	20.3	19.9	21.6
その他作物	32.0	35.0	37.2	33.9	33.4	36.7
作物合計	122.1	150.1	175.0	168.3	172.9	206.5
肉牛	49.1	49.8	48.5	43.8	51.5	60.9
豚	14.1	14.8	16.1	14.7	17.9	21.4
養鶏	17.9	21.5	23.2	21.8	23.7	23.4
鶏卵	4.5	6.7	8.2	6.1	6.5	6.8
酪農	23.4	35.5	34.8	24.3	31.4	39.7
その他畜産	9.6	10.2	10.8	9.4	10.5	11.5
畜産合計	118.5	138.5	141.6	120.3	141.4	163.8
生産額合計	240.6	288.5	316.7	288.6	314.4	370.4

資料:USDA/ERS

13

1-11 農業純所得と政府支払いの推移

2011年度は実質・名目ともに史上最高の農業純所得
政府支払いの割合は10%に低下

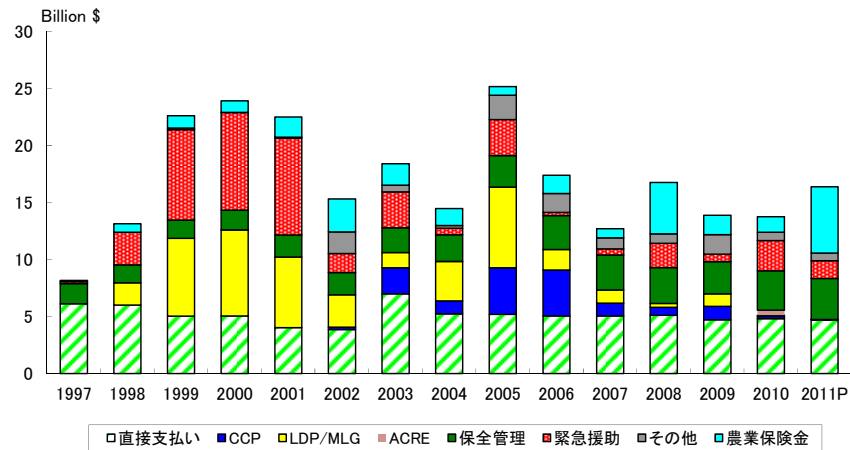


資料:USDA/ERS

14

1-12 政府支払いと農業保険金の推移(実績)

価格対応型の政府支払いは減少



資料: USDA/ERS,RMA

注: 農業保険金は、生産者負担保険料を控除した金額である。

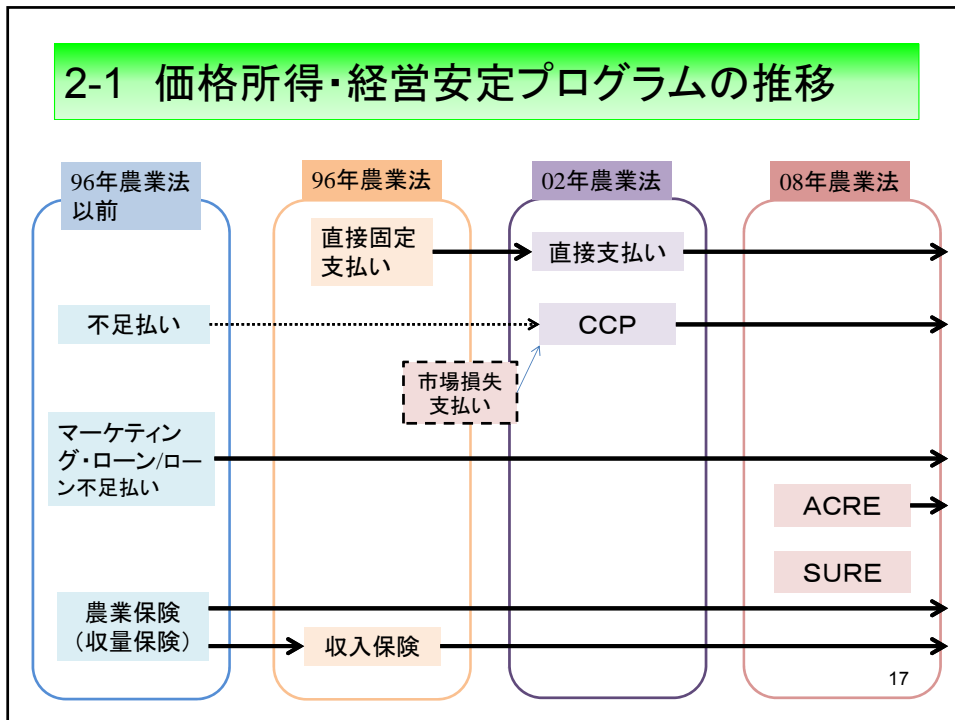
15

2. 主要農業政策の概要

- 価格所得・経営安定プログラム
 - ✓ 直接支払い
 - ✓ 価格変動対応型支払い(CCP)
 - ✓ マーケティング・ローン(MLG/LDP)
 - ✓ ACRE
 - ✓ 農業保険
- 栄養・食料援助プログラム
- 環境保全プログラム

16

2-1 価格所得・経営安定プログラムの推移



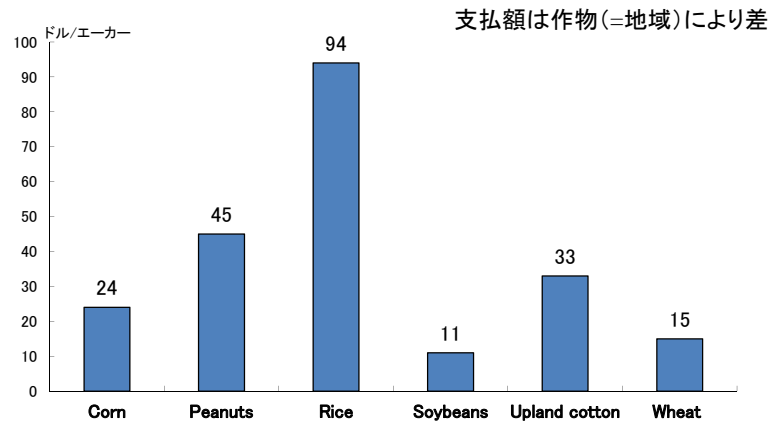
2-2 直接支払いの概要

- 現在の作付け(作物、生産量、価格)に関係なく、過去の平均単収、作付面積、支払単価に基づく支払制度
- 1996年農業法により、直接固定支払いの導入
 - 「不足払い+生産調整」から「直接固定支払い+作付け自由化」へ
 - 1回契約で1996~2002年度まで毎年度支払い(段階的に削減)
 - 導入の背景
 - 1980年代から実施されてきた作付制限に対する限界感の高まり
 - 農作物価格が高水準となって不足払いの受取が期待できない
 - 農業者は価格動向に応じた自由な作付けによる収益増加を期待
 - 厳しい財政事情とWTO交渉による国内補助削減の動き
- 02年農業法により「直接支払い」が恒久化、08年農業法でも継続

$$\text{支払額} = \text{基準面積} \times 0.833 \times \text{平均単収} \times \text{支払単価}$$

(過去の作付面積) (過去の単収) (法定)

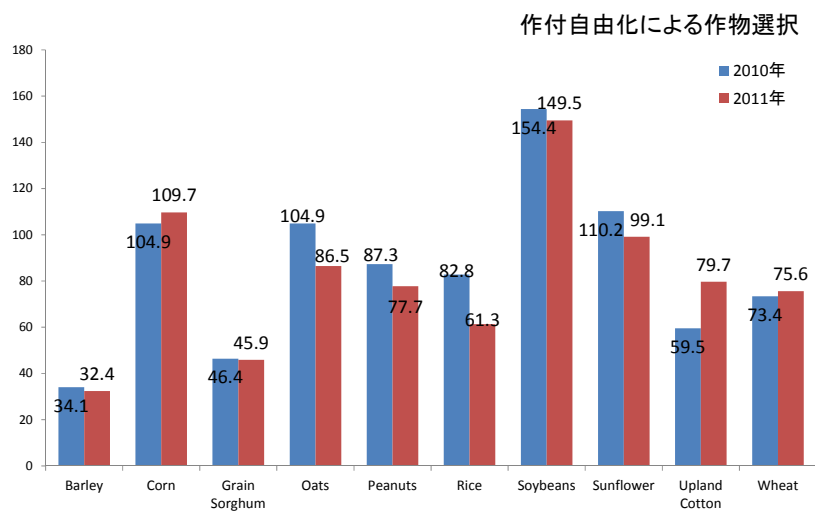
2-3 単位面積当たり直接支払額



資料: USDA/FSAの資料から報告者が計算

19

2-4 基準面積と作付面積の割合



資料: USDA/FSA, NASS

注. 図中の数値は、作付面積を基準面積で割って%表示したものである.

20

2-5 価格変動対応型支払いの概要

- 2002年農業法により、価格変動対応型支払い (CCP: Counter-Cyclical Payments) を導入
 - 作物別に目標価格を設定し、当該年度の市場価格またはローンレートの高い方に直接支払いを加えた額が、目標価格を下回った場合に、その差額を補てん
 - 過去における作付作物の生産実績に基づく支払い
 - 不足払いに類似しているが、「純粋な不足払い」とは異なる

$$\text{支払額} = (\text{基準面積} \times 0.85) \times \text{平均単収} \times \text{CCP単価}$$

(過去の作付面積) (過去の単収)

21

2-6 マーケティング・ローンの概要

- 農産物を担保に、過去の平均市場価格等に基づき設定された融資単価(ローンレート)で短期融資(最高9ヶ月)を受けることができる制度
- 融資返済時に、市場価格(county loan rateに輸送費を考慮して算定)がローンレートよりも低いときには、
 - 担保を引き渡すことにより、融資の返済義務が免除
 - 安い市場価格で買い戻し返済(後に市場で売却)
→ ローンレートが最低販売価格として機能
- 価格支持融資の資格者が短期融資を受けない場合には、ローンレートと市場価格の差が支給されるローン不足払い(LDP)が適用

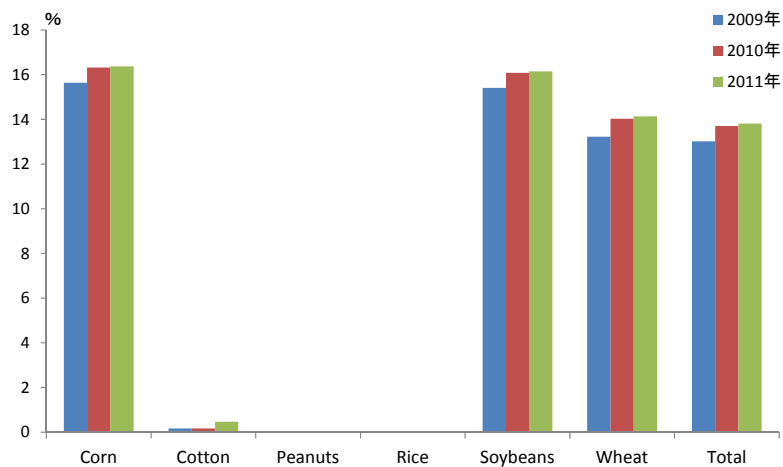
22

2-7 ACREの概要

- 2008年農業法により導入された**収入変動対応型支払い**
(ACRE: Average Crop Revenue Election)
 - 当該州の過去5中3年平均収量に過去2年の全国平均販売価格を乗じて得られる**州ベースの収入額の90%を保証**(2011年度は09及び10販売年度の平均価格)。支払いは現行の作付面積ベース(DCPの基準面積が上限)
 - 支払いを受けるためには、**州ベースと農家ベースの両方の発動要件を満たす必要**
 - ACREを選択すると(変更不可)、**DPが20%減額**され、ローンレートも30%引き下げて適用。従来の価格ベースのCCPIに加入できない
 - 支払いは販売年度の価格を用いて算定されるため、**収穫の約1年後**(2010年度分の支払いは2011年秋以降)

23

2-8 ACREの面積加入率



資料: USDA/FSA

24

2-9 農業保険の概要

- 作物保険(収量保険)
 - 自然災害等による収量の減少を保証
 - 保証価格は、2011年から作付前先物価格(収入保険対象作物)
 - 穀物、油糧種子、果樹、野菜、工芸作物等を対象
 - CAT(足切り5割で保険料負担なし)の選択可能

- 収入保険
 - 収量の減少または価格の低下による収入の減少を保証
 - 先物価格を活用(作付前先物価格、収穫時先物価格)
 - 2011年から作物単位の収入保険は2プログラムに統合
 - その他、農業経営単位(AGR)、果樹の収入保険や家畜の価格保険(LGM,LRP)

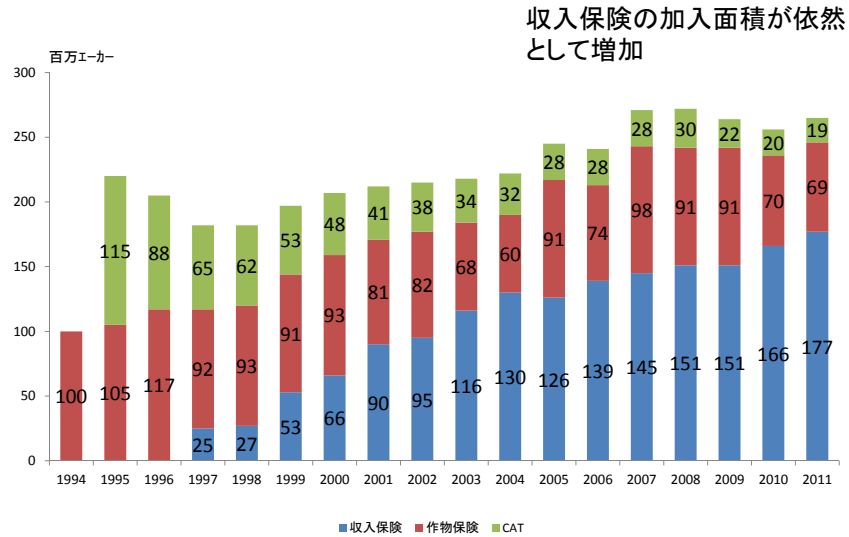
25

2-10 作物保険と収入保険の対象

	保険対象リスク	保険対象農作物等	主なプログラム
作物保険 (収量保険)	自然災害等(干ばつ、凍霜害、 湿潤害、暴風雨、洪水、病害、 虫害、獣害、火災、噴火等)に よる収量の減少	穀物・油糧種子、果樹、 野菜、工芸作物、牧草、 養蜂、養殖等	・農業者ごとのデータ CAT、YP(収入保険対象作物)、 APH(YP対象以外作物) ・地域のデータ GRP、インデックス保険
収入保険	自然災害等に収量の減少、価 格の低下のいずれか、または、 その両方による収入の減少	・とうもろこし、綿花、グ レインソルガム、大豆、 小麦、大麦、米、なたね、 ひまわり(先物価格)	・農業者ごとのデータ RP、RP-HPE ・地域のデータ GRIP
		・農家単位農産物収入	・納税申告データ AGR
		・果樹(ペカン及びチェ リー)	・農業者ごとのデータ ARH

26

2-11 農業保険加入面積の推移



27

2-12 面積加入率と収入保険シェア

主要作物の面積加入率は80%を大きく超え、収入保険シェアも8割以上

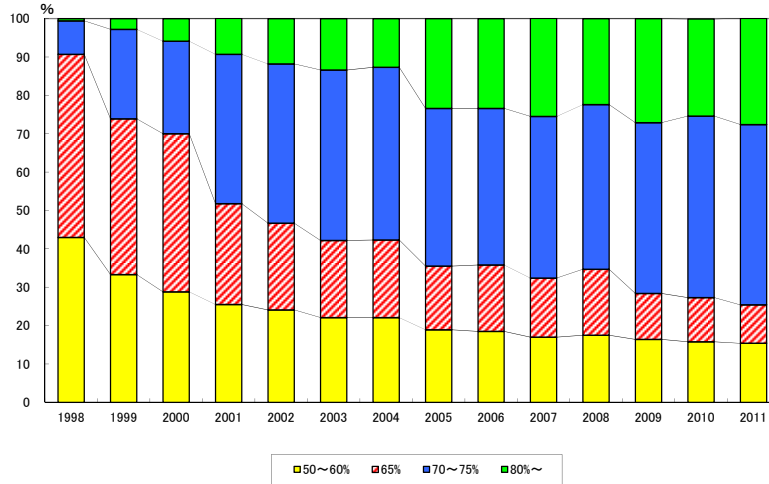
(単位:%)

	2009年		2010年		2011年	
	面積加入率	収入保険シェア	面積加入率	収入保険シェア	面積加入率	収入保険シェア
トウモロコシ	83.2	82.7	83.4	84.3	85.0	86.7
綿花	95.9	23.6	94.7	70.6	93.3	67.3
大豆	83.2	77.9	84.5	83.0	84.7	85.0
小麦	82.4	70.3	85.9	76.8	87.5	80.4

28

2-13 保証水準別加入面積の割合

保証水準70~75%の収入保険
が基本的な保証



29

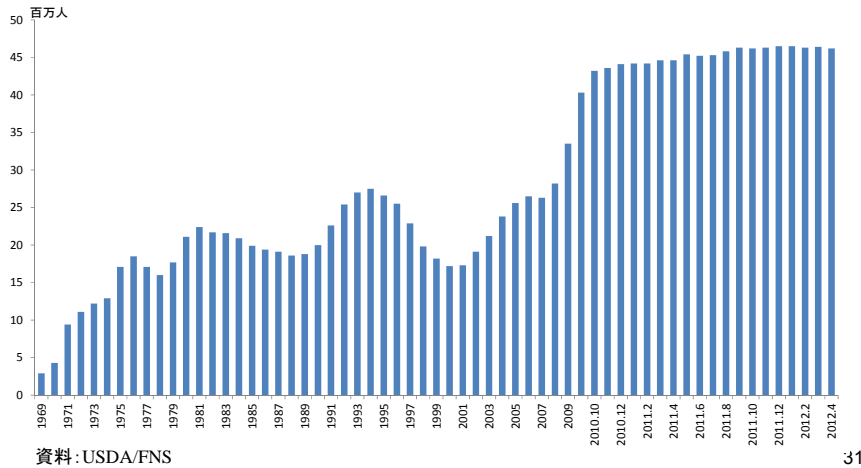
2-14 栄養・食料援助プログラムの概要

- 子供や低所得の成人に対して、食料や食料購入手段の提供、栄養教育を行うため、USDAがプログラムを実施
- 2011年度には15の栄養・食料プログラムに対して1033億ドルを支出(農業歳出の7割以上)
- Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP)
 - 1964年創設されたフードスタンプ・プログラム。1974年に大幅拡大され、2008年農業法によりSNAPに名称変更
 - 低所得層の栄養状態改善のため、食料購入の給付金を支給 (EBTカード)。全国17.1万店で食料の購入可能(2008年9月)
 - 用途は食料購入に限定。酒・タバコ・薬品・外食は対象外
 - 1人当たり月額133ドル(2011年度実績)
 - 総費用757億ドル(2011年度実績)

30

2-15 SNAP受給者の推移

2012年4月の受給者は4.6千万人
国民の7人に1人は受給者



31

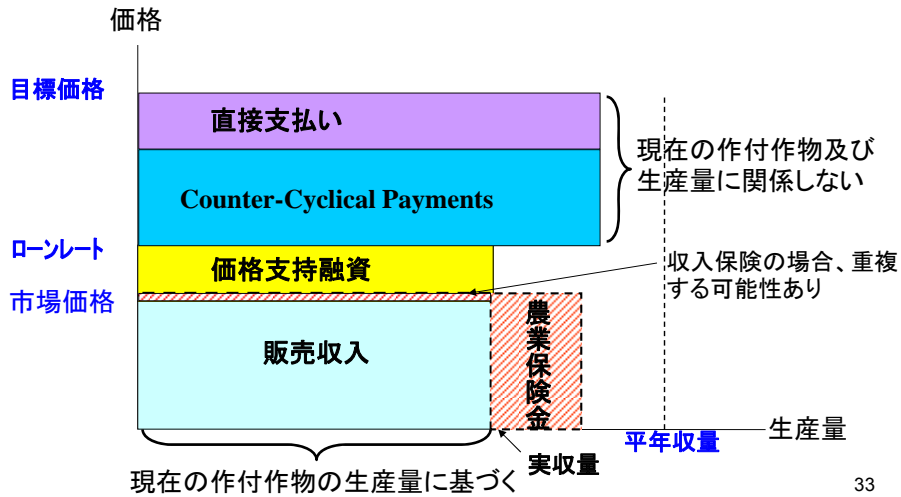
2-16 環境・保全プログラムの概要

- 耕地の拡大等による土壌流出、農薬の多用による地下水の汚染等により浮上した環境問題に対処するため、1985年農業法において導入
- 実施されている保全プログラムは、以下の2タイプが中心
 - 農地活用法(Working land) : EQIP、CSP
 - 農地休耕法(Land retirement) : CRP
- CRP (Conservation Reserve Program)
 - 土壌浸食を起こしやすい農地や環境的に脆弱な農地の所有者と、10~15年間の保手的利用契約を結び、所有者に対して、借地料の支払い、土壌保全経費の一部(50%以下)助成を行う制度
 - 2008年農業法により、契約上限面積の縮減(39.2百万エーカー→32百万エーカー)

32

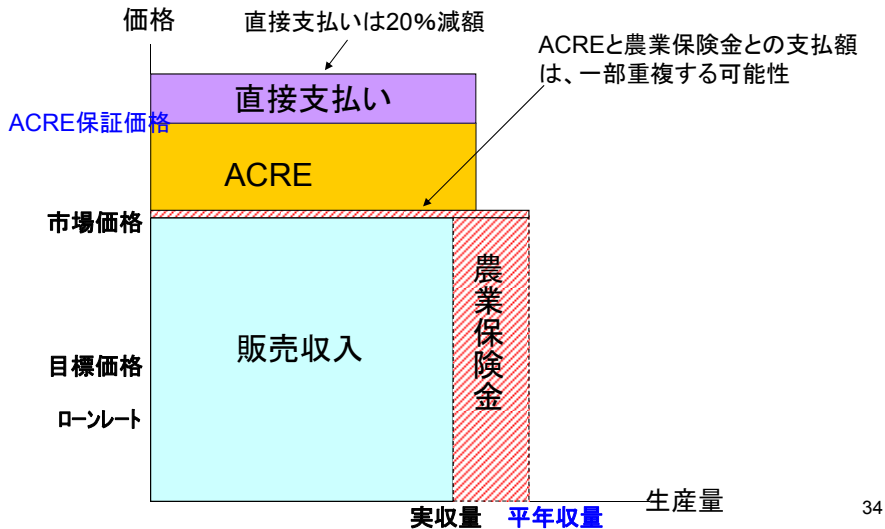
2-17 価格・所得政策の組合せ(低価格)

<市場価格がローンレートよりも低い場合>



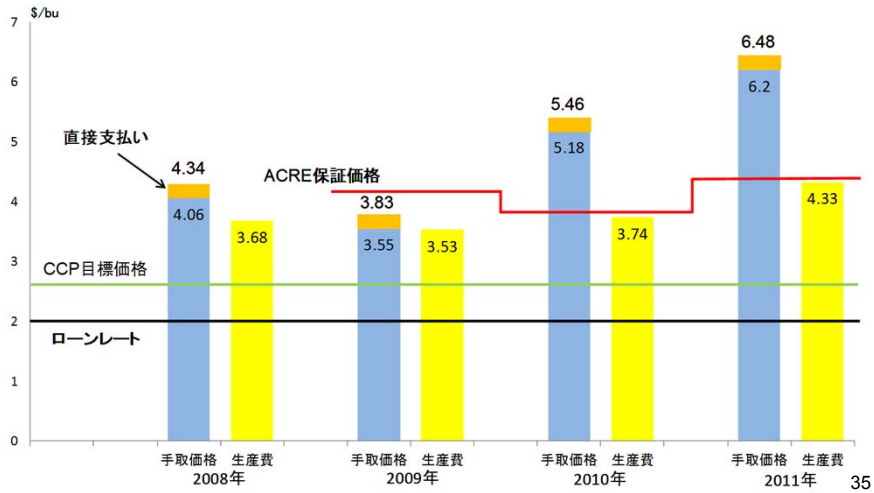
2-18 価格・所得政策の組合せ(高価格)

<市場価格が高く、ACREが選択された場合>



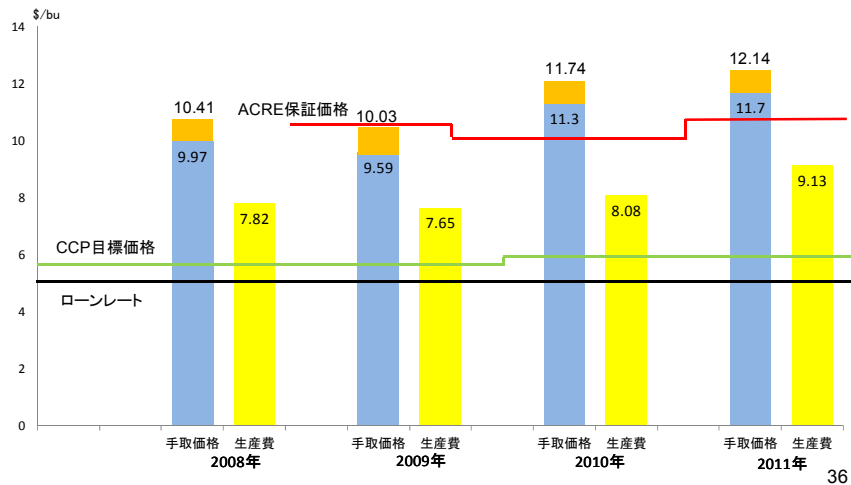
2-19 08農業法の政策パラメータと対象作物①

トウモロコシ



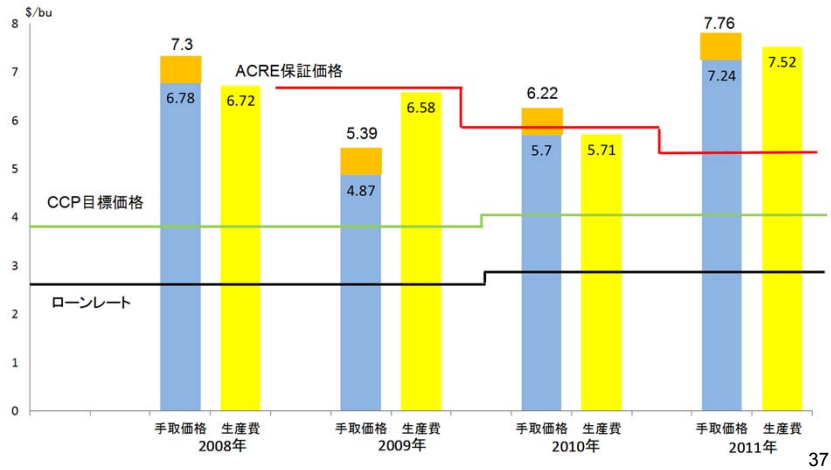
2-20 08農業法の政策パラメータと対象作物②

大豆



2-21 08農業法の政策パラメータと対象作物③

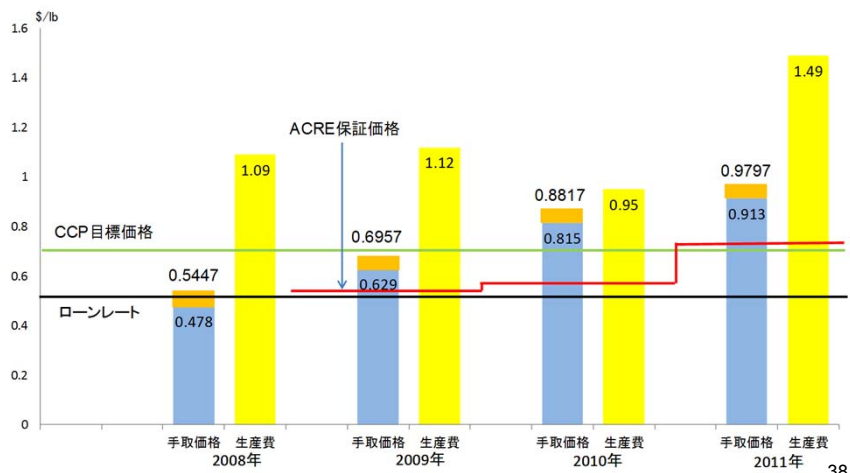
小麦



37

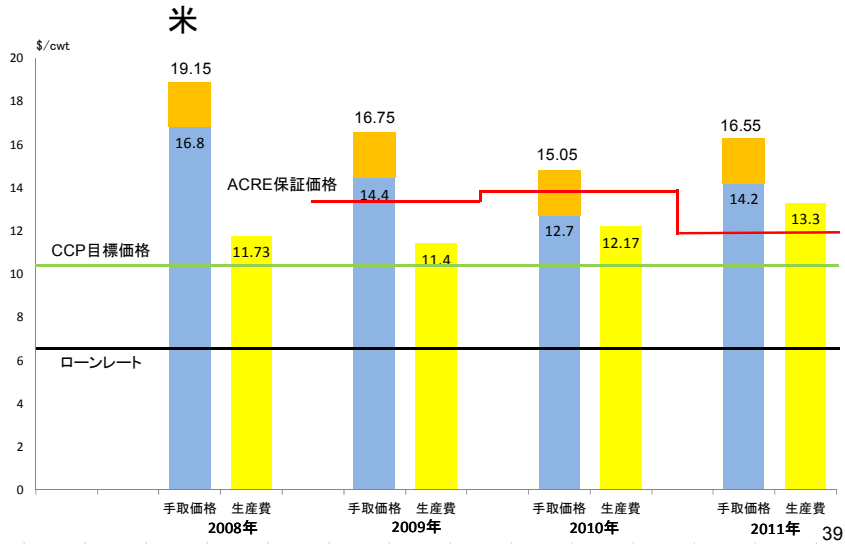
2-22 08農業法の政策パラメータと対象作物④

綿花



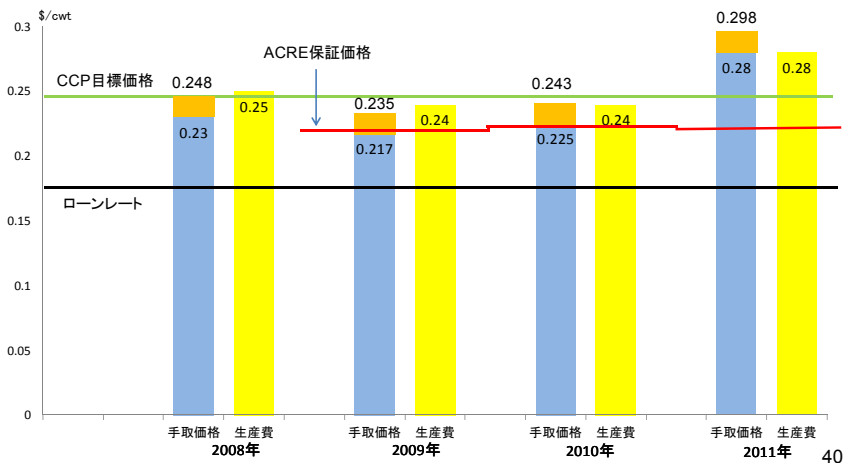
38

2-23 08農業法の政策パラメータと対象作物⑤



2-24 08農業法の政策パラメータと対象作物⑥

落花生



3. 2012年農業法をめぐる動き

41

3-1 農業法とは①

- 農業法は、一定期間(最近では5, 6年)のアメリカの農業政策の全体的な方向を決めるもので、一括法(omnibus bill)方式で制定
- 一括法方式によって、議会、大統領府、利害関係者が農業・食料政策に関わる今日的问题をより包括的な形で解決(2002年農業法では10章、2008年農業法では15章)
- 一括法では、既存の独立法のうち現状に合わなくなったものや法律として独立法を制定できないものに対応することが可能
- ただし、一括法のため、法案の内容に関連する利害関係の調整に時間を有することが多く、また、最近では、法案の賛否が接戦になる傾向

42

3-2 農業法とは②

- 農業法によって、歳出権限付与、政策パラメータの改訂、事業量・予算の調整を実施
- 農業法は農業者・営農活動だけでなく、幅広い分野にも影響し、多くの農業法に関係する利害関係者が存在
 - 農業団体、農産物・畜産物の生産者組織
 - 関連産業界(投入財生産、製造・加工、金融、流通・販売)、外国市場
 - 国内消費者、環境保護推進派、科学者・研究者・教育者
- 新農業法を制定する必要性
 - 現行農業法の価格・所得支持プログラムは、恒久法である1938年農業法及び1949年農業法の規定の効力を停止する形で規定
 - 新農業法が制定されなければ、1938年農業法及び1949年農業法の価格・所得支持プログラムが適用

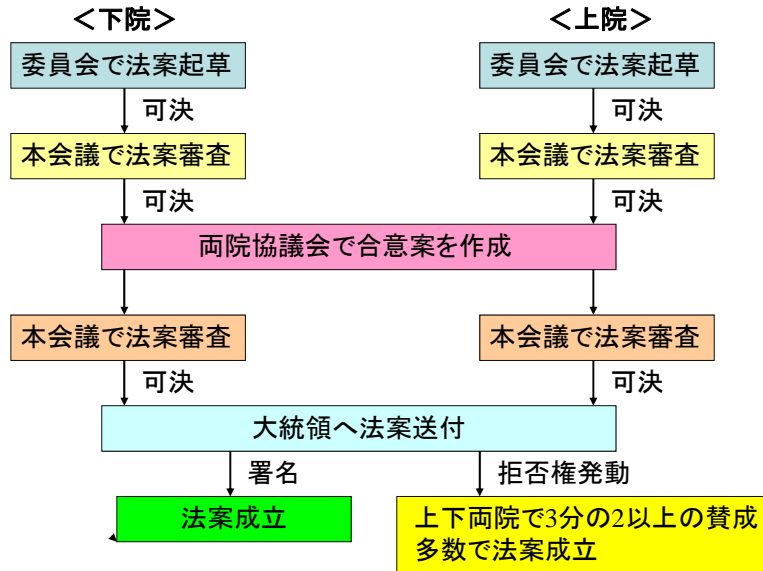
43

3-3 農業法とは③

- 1933年農業法から2008年農業法まで、合計16本の農業法が制定
- 主要な農業法
 - 1933年:ニューディール政策の一環として、産品特定の価格・所得支持プログラムを創設
 - 1938年:恒久法。価格支持融資制度と販売・面積割当
 - 1949年:恒久法。高水準の価格支持と販売・面積割当
 - 1973年:価格支持から目標価格に基づく不足払いを導入
 - 1977年:フードスタンプを農業法で初めて規定
 - 1985年:保全支払いの導入
 - 1996年:不足払い・生産調整を廃止し直接固定支払いを導入
 - 2002年:価格変動対応型支払い(CCP)を導入
 - 2008年:ACREの導入

44

3-4 アメリカ議会での法律審議の流れ



3-5 2012年農業法をめぐる論点①

- 農業歳出に対する削減圧力が強い中で、**セーフティネットの維持が最優先課題**
 - 農産物価格がいつまでも高水準を維持できるかにつき農業関係者は懐疑的(96年農業法の苦い経験)。高水準の収入を維持をしたいが、CCPやACREには期待できない状況
 - 価格に関係なく支払う**直接支払いを擁護する合理的な理由が見当たらない状況**(弱い理由としてWTO整合性)
 - 南部の関係者は、直接支払いをあきらめるとしても、目標価格的な支持を継続して欲しい意向
- 農業保険を最も優先順位が高いセーフティネットとして支持
 - 2011年は、洪水、干ばつ、異常高温等**災害が相次ぎ、農業保険の役割が再認識**(作付け不能支払いによる素早い対応)
 - 農業保険は**2008年農業法で60億ドル削減**、さらに**2010年度に60億ドル削減**したため、歳出削減には寄与済みという考え方
 - 農業保険は、資金借り入れの担保として評価

3-6 2012年農業法をめぐる議論②

- 栄養プログラム
 - SNAPIに農業予算の7割以上が支出される一方で、不正やプログラムの重複等が問題
- 環境保全プログラム
 - 農産物需給がタイトな状況で、保全管理のため休耕させることに補助金を支払うことへの疑問がある一方で、環境保護団体は環境維持に懸念
 - 直接支払いやCCPの参加者には、クロスコンプライアンスの義務が課せられており、これらのプログラムの削減・廃止が環境保全活動の弱体化につながることを懸念
- 2012年農業法で、WTOパネルの裁定に対応した綿花プログラムの改革が必要(ブラジルが報復措置を猶予)

47

3-7 2012年農業法案をめぐる動き

- 上院(スタベナウ委員長(民・ミシガン)、ロバーツ筆頭理事(共・カンザス))
 - 2012年4月26日に、農業委員会案を16対5で可決
 - 5月24日に、農業法案(S.3240)を上院本会議に送付
 - 304本提出された修正案を処理後、6月21日に64対35で法案を可決(反対者のうち30名は共和党。南部選出の34名のうち20名が反対)
- 下院(ルーカス委員長(共・オクラホマ)、ピーターソン筆頭理事(民・ミネソタ))
 - 7月11日に、農業委員会案を35対11で可決
 - 現在本会議の日程について、下院指導部の判断待ち
 - 7月23日からの週の下院本会議の議案リストに農業法案は掲載されず、8月休会前の本会議審議は困難な状況

48

3-8 現時点での上・下院案の比較

	上院案 Agriculture Reform, Food and Jobs Act (S.3240)	下院農委案 Federal Agricultural Reform and Risk Management Act
農産物プログラムの 廃止	直接支払い、CCP、ACRE	直接支払い、CCP、ACRE
新しいセーフティネット	ARC、SCO	PLC・RLC、SCO
綿花対策	STAX(基準価格なし)	STAX(基準価格あり)
クロス・コンプライアンス(保安全管理)	ARCは対象 新たに農業保険も対象	PLC・RLCは対象 農業保険は対象外
政府支払い受給要件	AGIが75万ドル以下 AGIが75万ドル超の農業 保険金補助削減	AGIが95万ドル以下
栄養プログラム	40億ドル削減	160億ドル削減
全体の削減額	231億ドル削減	351億ドル削減

・上院案の農業保険に関する規定は本会議における修正により挿入

49

3-9 上院案・ARCの概要①

■ ARC(Agriculture Risk Coverage)

- 従来の農業保険を補完し、保険でカバーしないわずかな収入減少(shallow loss)に対する保証を提供することを意図
- 実収入が基準収入の89%を下回るときに支払いを実施(基準収入額の10%が上限)
- ARCに参加する農業者は、個人ベースの保証か、郡ベースの保証かを1回限り選択。ARCに参加しない選択も可能
- 支払額は作物別に計算。支払額合計の上限を5万ドルに設定(落花生は別途5万ドル)
- 参加者にはクロスコンプライアンスの履行義務
- ARCの対象作物は、小麦、トウモロコシ、グレインソルガム、大麦、エン麦、米、豆類、大豆、その他油量種子、落花生(綿花は対象外)

50

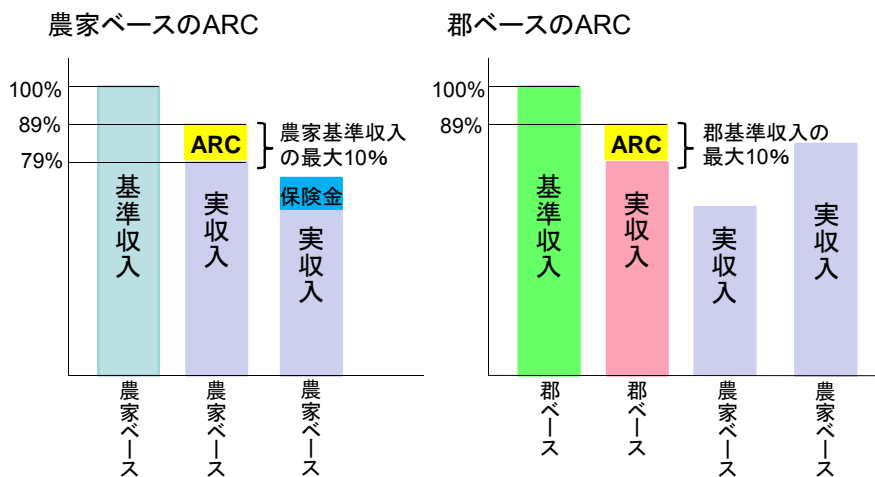
3-10 上院案・ARCの概要②

	郡ベースのARC	農家ベースのARC
基準収入	5中3年の平均郡単収 × 5中3年の平均全国販売価格*	5中3年の平均農家単収 × 5中3年の平均全国販売価格
実収入	当該年郡単収 × max[期初の平均 全国販売価格, 全国ローンレ ート]	当該年農家単収 × max[期初の 平均全国販売価格, 全国ローン レート]
支払基準	実収入 < (基準収入 × 89%)	
支払率(作付 面積当たり支 払額)	min[(89% × 郡基準収入 - 郡実 収入), 10% × 郡基準収入]	min[(89% × 農家基準収入 - 農 家実収入), 10% × 農家基準収入]
総支払額	郡支払率 × 作付面積 × 80% (作付け不能の場合45%)	農家支払率 × 作付面積 × 65% (作付け不能の場合45%)

・期初の平均全国販売価格は、販売年度開始から5ヶ月の平均価格。

* 米と落花生については、当該販売年度の平均価格が最低価格を下回った場合⁵¹には、最低価格に置換え

3-11 ARCの仕組み(作付面積当たり)



出典：農林水産省資料を参考に作成

52

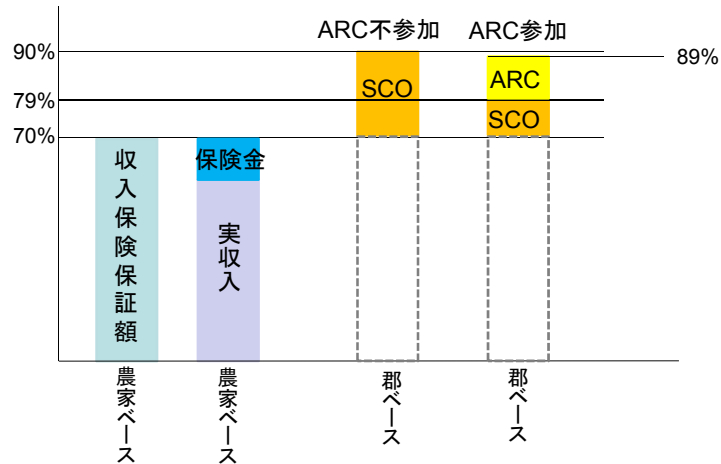
3-12 上院案・SCOの概要

- SCO (Supplemental Coverage Option)
 - 個人の農業保険(作物保険・収量保険)の控除部分 (shallow loss) を郡ベースの収量保証または収入保証で補完するプログラム(現行の農業保険の郡ベースの収入保険GRIPと類似の方式)
 - 郡ベースの収量または収入に減少が生じ、SCO保証を下回る損失が生じたときに、SCOに基づく支払いを実施
 - ARCへの参加の有無により保証範囲が異なる
 - ✓ ARC参加: 個人の選択保証水準からSCO保証の79%まで (SCOは、21%未満の損失を補てんしない)
 - ✓ ARC不参加: 個人の選択保証水準からSCO保証の90%まで (SCOは、10%未満の損失を補てんしない)
 - SCOは農業保険と同様の取り扱い(保険料、運営費用等)
 - 下院農委案におけるSCOの仕組みも上院案とほぼ同じ

53

3-13 SCOの仕組み(作付面積当たり)

保証水準70%の農家ベースの収入保険に加入しているケース



54

3-14 上院案のARCとSCOの比較

	ARC	SCO
支払対象	農家ベースまたは郡ベース 収入の減少	郡ベース 収量の減少または収入の減少
保証範囲	保証額の79%から89%の間	農業保険の保証水準と90% (ARC不参加)または79% (ARC参加)の間
保証価格	過去5中3年の平均販売価格	当該年の作付時先物価格
基準単収	農家または郡の過去5中3年平均	郡の基準単収(トレンド調整)
支払対象面積	作付面積の65%(農家)または 80%(郡)	作付面積の100%
支払限度額	5万ドル	上限なし
農家負担	なし	保険料の30%(70%補助)
運営主体	FSA	RMA

55

3-15 下院案のPLC・RLCの概要

- PLC (Price Loss Coverage) と RLC (Revenue Loss Coverage)
 - 作物ごと農場ごとに、PLCかRLCを1回限り選択(変更不可)
 - PLCは、農業保険ではカバーできない複数年にわたる価格低下に対応するためのプログラム
 - PLCは、販売価格が基準価格を下回ったときに支払いを実施
 - RLCは、郡ベースのARCとほぼ同じ仕組み。異なる点は、対象作物すべてについて、過去5中3年平均販売価格のうち、平均価格が基準価格を下回った年については、基準価格に置き換え基準収入の低下を緩和できること(ARCは米と落花生のみ)及び保証水準が基準収入の85%とARCよりも低いこと
 - 支払限度額は12.5万ドル
 - 綿花は対象外

56

3-16 下院案のPLC・RLCの概要

	PLC	RLC
支払対象	販売価格の低下	郡ベースでの収入の減少
保証範囲	基準価格とmax[平均販売価格, ローンレート]の差	基準収入の75%から85%の間
保証価格	基準価格を法律に規定	過去5中3年の平均販売価格*
基準単収	2008～12年の平均農家単収の90%またはCCPの基準単収	郡の過去5中3年平均
支払対象面積	作付面積の85%	作付面積の85%
支払額	(基準価格－max[平均販売価格, ローンレート])×基準単収×支払対象面積	min[(85%×郡基準収入－郡実収入), 10%×郡基準収入]×支払対象面積
SCOとの関係	SCOへの加入可能	SCOへの加入不可

* 当該販売年度の平均価格が基準価格を下回った場合には、基準価格に置換え。
 ・RLCの郡実収入は郡ベースのARCと同様。

57

3-17 PLC・RLCの基準価格

(単位: \$/bu, lb, cwt)

	PLC・RLC 基準価格	CCP 目標価格	ACRE 保証価格 (2011年)	CBO価格予測 (2013-17平均)	生産費 (2011年)
トウモロコシ	3.7	2.63	4.37	4.67	4.33
大豆	8.4	6	10.45	10.74	9.13
小麦	5.5	4.17	5.29	5.79	7.52
綿花	(0.6861)	0.7125	0.722	0.7128	1.49
米	14	10.5	11.95	13.10	13.3
落花生	0.2675	0.248	0.221	0.2524	0.28

・綿花のPLC・RLCの基準価格の欄には、STAXの基準価格を掲載。

58

3-18 上・下院案の歳出予測

ベースラインは、CBO(議会予算局)が作成した2013～2022年度までの予測

	ベースライン		S.3240 (上院案)			FARRM (下院農委案)		
	歳出額	構成比	歳出額	構成比	増減額	歳出額	構成比	増減額
栄養プログラム	771,773	78	767,773	79.4	-4,000	755,698	79.2	-16,075
農産物プログラム	62,944	6.4	43,516	4.5	-19,428	39,360	4.1	-23,584
農業保険プログラム	89,817	9.1	94,853	9.8	5,036	99,341	10.4	9,524
環境保全プログラム	65,275	6.6	58,901	6.1	-6,374	59,213	6.2	-6,062
その他	4,819	0.5	6,445	0.7	1,626	5,952	0.6	1,133
合計	989,809		966,666		-23,143	954,744		-35,065

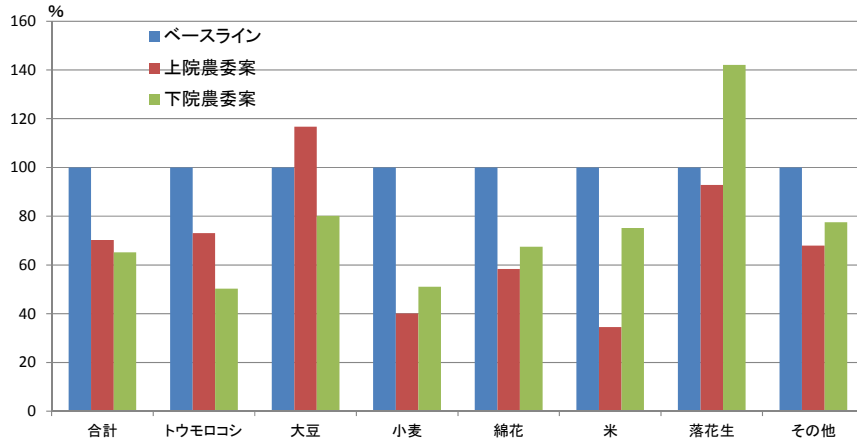
59

3-19 上・下院案の農産物プログラム歳出予測

	ベースライン	S.3240 (上院案)	FARRM (下院農委案)
直接支払い	49,580	-44,622	-44,622
CCP	1,025	-1,008	-1,008
ACRE	5,080	-4,613	-4,615
MLG/LDP	776		
Dairy	432	-59	-38
ARC		28,536	
ALC+PLC			24,544
災害プログラム		2,212	2,022
その他	6,052	125	131
合計	62,944	-19,428	-23,584
STAX(綿花)		(3,224)	(3,851)
落花生保険		(239)	(239)

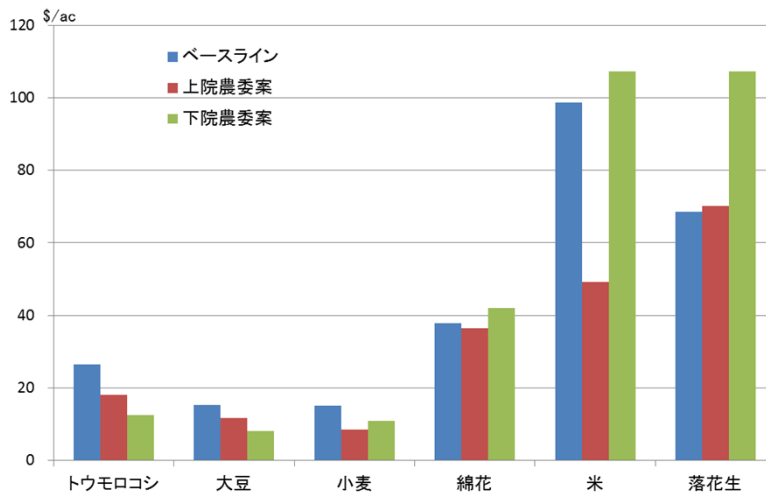
60

3-20 作物別の歳出予測(ベースライン=100)



61

3-21 作物別の面積当たり政府支払い



62

3-22 まとめ①

- 巨額の財政赤字と好調な農家経済を背景に、2012年農業法の目的は、歳出削減への貢献と農業保険を核とした強力なセーフティネットの構築
 - 直接支払い、CCP、ACREを廃止
 - 上院案のARC、下院案のPLC・RLCはいずれも、農業保険のカバーしない、あるいはできない収入リスクに対応するものとして創設
 - ✓ 農業保険の控除部分(足切り部分)の補てん
 - ✓ 先物価格に基づく年度内(Intra-year)の収入リスクに加えて、平均価格や固定価格に基づく年度間(Inter-year)の収入リスクへの対応
 - 基準面積に基づく直接支払いから、作付面積に基づく支払いへ、さらには作物ごと・農家ごとに選択可能なプログラムへと移行

63

3-23 まとめ②

- 現在の上院案、下院農委案に基づくセーフティネットプログラムが導入されることとなった場合、次のような点が課題になりうる
 - 農産物価格が現状維持、あるいはCBOやFAPRIIによる価格予測のような安定的に推移すれば、新しいプログラムからの支出はそれほど多額にはならない
 - しかしながら、農産物価格が低下基調になると、shallow lossを補てんする仕組みや比較的高い水準の基準価格によるPLCのような仕組みは、巨額の財政支出をもたらす
 - ARCやPLC・RLCと農業保険の重複関係、あるいは農業保険への加入抑制効果、さらにはSCOの導入による農業保険の選択保証水準の引下げ効果など、柱となる農業保険への影響を検証する必要
 - 作付面積に基づく支払いやPLCのような不足払いは、WTO協定と整合的なプログラムとはいえない

64